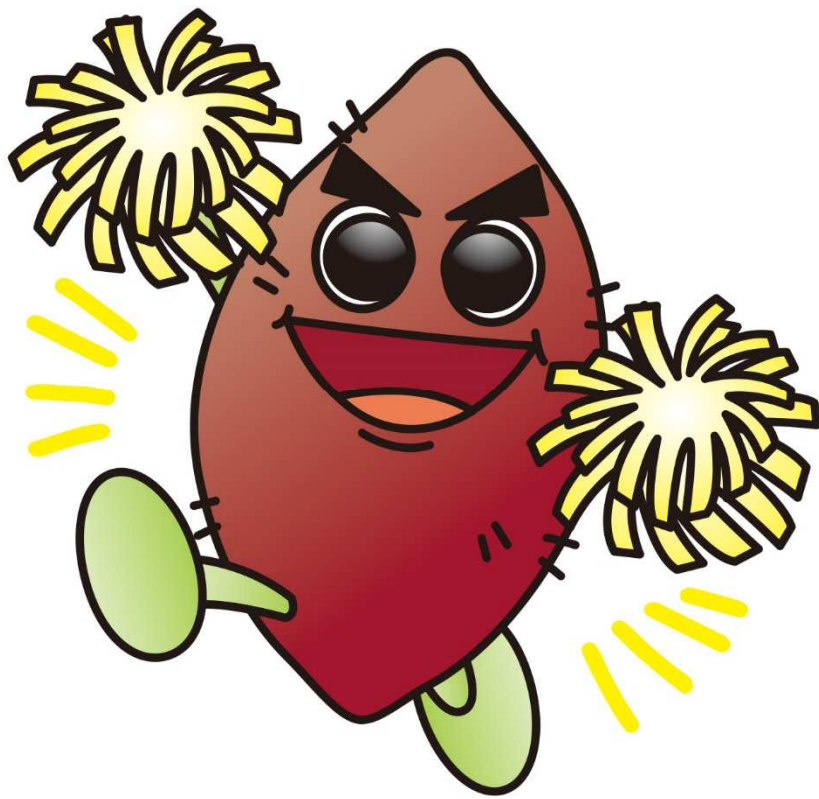


令和7年度
嘉手納町STEAM教育推進業務
プ ロ ポ ー ザ ル
募 集 要 項



嘉手納町教育委員会
社会教育課

1 趣 旨

先を見通すことが難しい社会において、持続可能な社会の創り手として、未知の問題に主体的に向き合い、多様な他者と協働して、創造的に問題解決していくための資質・能力を育む教育が必要となっています。

その中で、STEAM教育を進め、それらの学びの中から考える力や応用力など「生きる力」を養うものとし、本業務を実施いたします。

本プロポーザルは、STEAM教育講座の企画運営及び実施を行う業者を公募するものです。

2 本要項の位置づけ

本要項は、嘉手納町(以下「町」という。)が実施する「STEAM 教育推進業務」の最も適した受託候補者を選定するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

3 業務内容に関する事項

(1) 業務名称

嘉手納町 STEAM 教育推進業務

(2) 業務目的

嘉手納町内の中学生に対し、ドローン機器を活用し STEAM 化された学びを放課後時間に提供し、AIやIoTのような技術を体験することや、その仕組み等を学習することとあわせ、これらの技術を活用し、どのようなことができるのかなど「課題を自ら発見し、解決策を創出できる能力」を養い、先端技術を担う人材育成を行う。

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度 嘉手納町 STEAM 教育推進業務 業務仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年3月 31 日までとする

(5) 委託料の提案上限額

ア 当該業務に係る委託料の提案上限額は、以下のとおりです。

9,986 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 参加者は教材費を含め無料とします。委託料には、講座に必要な参加者の教材費等も含まれますのでご注意ください。

※契約の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではありません。事業の最大規模をしめすためのものであることに留意すること。

イ 本事業の委託料は精算制です。

ウ 町は、次に掲げる場合、当該業務受託者と協議の上、委託料の金額を変更することができるものとします。

(ア) 台風等の災害や学校の都合上、また受託者の責めによる何らかの理由により講座が開催されなかった場合に、その振替開催等もなく、講座回数が減少した場合

(イ) 企画提案等による事業計画が実施されなかったこと等により委託料に不用額が生じた場合

4 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。

(1) 沖縄県内に本社、支店又は営業所等の事務所を有する法人であって、沖縄県内で事業を展開し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(2) (1)に該当する複数の法人が、共同企業体で応募する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。

(3) 一つの法人が同一の事業に複数の応募をすることはできない。共同企業体で応募する場合も一つの法人とみなし、一つの提案を行うこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 応募者又は構成員となる者は次に掲げる条件のすべてに該当し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 嘉手納町暴力団排除条例(平成23年嘉手納町条例第9号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。

オ 本業務への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。

カ 町及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。(指名通知時点又は参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない。)

キ 町との契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、協議や調整に柔軟な対応ができる者であること。

5 プロポーザルに関する事項

(1) 性 格

プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通して評価するものです。業務の仕様は、企画提案書を基本としますが、必要に応じて提案内容を修正し、仕様を確定することとします。

(2) スケジュール、期限等

	提出期限、開催日、締結日等	提出先等
1. 募集要項等の配布期間	令和7年6月 16 日(月) 午後 1 時から	※土・日・祝日・役場閉庁 日を除く。
2. 質問書(様式2)の 提出期限	6月 19 日(木) 午後5時まで ※回答は6月24日(火)までに行う	
3. 参加申込書(様式1)及び 誓約書(様式4)の提出期限	6月 25日(水) 午後5時まで	
参加辞退届(様式3)の 提出期限 ※参加申込後、辞退の場合	6月 27 日(金) 午後5時まで	
4. 企画提案書等(様式5～ 様式11)の提出期限	6月 27 日(金) 午後5時まで	
5. 選定委員会・ プレゼンテーション	7月4日(金) 嘉手納町役場にて	企画提案書の提出後に 別途詳細を通知する。
6. 契約締結	令和 7 年7月上旬を予定	

※本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 手続等に関する事項

(1) 募集要項の配布

嘉手納町教育委員会社会教育課窓口で配布するほか、町のホームページの『お知らせ』に掲載します。

(2) 様式一覧

提出書類	提出部数	備考
①参加申込書(様式1)	1部	
②質問書(様式2)	質問ごとに 1部	質問がある場合提出
③参加辞退届(様式3)		参加申込後に辞退する場合
④誓約書(様式4) ※ 共同企業体で応募する場合はすべての 構成員分について添付すること。	1部	参加申込書(様式1)と 一緒に提出してください。
⑤企画提案書提出届(様式5)	正本 1部 (原本) 副本 8部 (写し)	※各必要部数をA4フラット ファイルに様式の順に綴じ、 様式ごとにインデックスを付 けること。
⑥会社等概要(様式6) ※ 共同企業体で応募する場合はすべての 構成員分について作成すること。 ※法人パンフレットがあれば添付すること。		
⑦類似業務実績調書(様式7) ※ 共同企業体で応募する場合は、全ての構 成員分について作成すること。 (類似業務実績がない場合は作成不用)		
⑧業務実施体制調書(様式8)		
⑨企画提案書(任意様式) ※仕様書の各項目の企画提案が記載され ていること。		
⑩見積書(任意様式) ※積算内訳を表記すること		
⑪共同企業体構成員調書(様式9) ・法人の概要が分かる資料(会社案内等)を 添付すること。		※ <u>共同企業体で応募する場 合のみ作成すること。</u> ※ <u>代表企業が設定されてい ること。</u>

(3) その他提出物

⑫ 国税、地方税の納税証明書 ※共同企業体は全構成法人分	1部	国税、県税及び本社所在市町村の納税証明書(滞納がないことを証明できるもの)
⑬ 会社のパンフレット、法人概要等 (様式6、様式9の添付書類)	正本 1部 (原本)	
⑭ 共同企業体協定書の写し (様式1の添付書類)	副本 8部 (写し)	※共同企業体で応募する場合提出すること。 ※代表企業が設定されていること。

(4) 質問書(様式2)の提出

ア 提出方法

質問書(様式2)は、提出先への持参、電子メール又はFAXにより提出してください。

※ 電子メール又はFAXで提出する場合は、町が受信しているかを電話で確認ください。

※ 書面又はデータでの受付のみとし、電話、口頭等での質問は受け付けません。

イ 回答

質問に対する回答は、適宜、企画提案参加者全てに電子メールにて回答します。なお、当該回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなします。

(5) 参加申込書(様式1)及び誓約書(様式4)の提出

ア 提出方法

提出先に 持参 又は 郵送 してください。

郵送の場合は、必ず配達証明付にて提出期限までにお送りください。

(6) 企画提案書等(様式5～様式9)の提出

ア 提出方法

提出先に 持参 又は 郵送 とします。

郵送の場合は、必ず配達証明付にて提出期限までにお送りください。

イ 企画提案書に関する事項

- ・ 企画提案は、別紙「令和 7 年度 嘉手納町STEAM教育推進業務 業務仕様書」を踏まえた上で「業務仕様書」の項目に沿って、作成してください。
- ・ 様式9の基本項目は必須とし、別途提案がある場合は別添にて対応してください。
- ・ 様式内の枠の大きさの変更や枚数の増、別添資料等については任意とします。
- ・ 用紙の規格は、A4判(縦置き、横書き)の片面印刷とします。(A3判用紙の折り込み

は可)

- ・ 文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

(7) 応募費用、応募書類に関する取り扱い

応募に係る取り扱いは次のとおりとします。

ア 応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え並びに再提出は認めません。

ウ 審査に係るプレゼンテーションやヒアリングに参加しなかった場合は、応募を無効とします。

エ 応募書類は一切返却しません。

オ 応募した企画提案(プロポーザル)の著作権は、その応募者に帰属します。

カ 採用した企画提案(プロポーザル)の使用権は、町に帰属します。

キ 応募資格を有しない者が提出した企画提案書や企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

ク 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合に限り、町がこれを無償で複製し、使用することができることとします。

ケ 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届(様式3)を提出してください。

コ 提出された企画提案書等は、嘉手納町情報公開条例(平成14年嘉手納町条例第9号)第7条第3号の規定に基づき開示しないものとします。

(8) プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり企画提案書にかかるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 出席者 プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名以内とし、本業務に実際に携わる方が対応してください。

イ 持ち時間 概ね20分(説明15分以内、質疑応答5分程度)

ウ 説明内容 提出された企画提案書等に沿って説明を行ってください。ただし、企画提案書等に沿った簡易的な資料であれば当日配布可とします。

エ 使用機器等 町が用意するプロジェクター、スクリーン、TV モニターを準備することが可能ですが、その他の機器(パソコン等)が必要な場合は、応募者において準備してください。

7 審査に関する事項

(1) 選定委員会

本件業務プロポーザルに係る審査は、嘉手納町社会教育事業業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が実施します。

(2) 審査方法

選定委員会では、応募者から提出された書類のほか、プレゼンテーションやヒアリング内容に基づき選定委員会が評価を行い、評価が最も高かった応募者を優先交渉権者として選定します。

(3) 審査基準

ア 企画提案の審査項目および配点は次のとおりです。

審査項目・審査の視点		配点
法人の概要・業務実績・業務の実施体制		30
	・業務の目的を達成できると認められる程度の業務実績があり、業務実施における特徴的な事項は本業務に有益又は参考になるものか。	
	・STEAM 教育に係る講座の実施について、対応する担当者は十分な知識、経験を有しているか。	
	・業務及び講座の運営を効果的に行える体制であるか。	
	・参加生徒の安全配慮や管理体制は十分なものとなっているか。	
企画提案の内容		50
	・仕様書要件を十分に満たし、業務目的を踏まえた企画提案になっているか。	
	・実施内容及び実施方法について、目的を達成するための適切かつ効果的な手法が具体的に提案されているか。	
	・受講者の興味・関心を深め、学習意欲を高めるような工夫がされているか。	
	・個人情報等の取り扱いについて。	
見積価格		20
	・積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面での工夫があるか。	

イ 選定委員会が評価した点数を合計した総合得点で審査し、総合得点が最も高い提案書を提出した応募者を優先受託候補者として選定します。

ただし、選定委員会の評価点数の平均点(総合得点÷選定員の人数)が 52 点(最低基準点)に満たない場合は、選定しないものとします。

ウ 優先受託候補者が辞退した場合、またはその資格を喪失した場合は、次順位の応募者(以下「次点者」という。)を受託候補者に選定します。

(4) 審査結果

ア 審査の結果は、審査終了後、応募者へ通知します。

イ 受託候補者名は町ホームページ等で公表します。

ウ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受けません。

8 契約に関する事項

本町は優先受託候補者と協議し、優先受託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。

ただし、選定された優先受託候補者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合

9 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

(3) 業務管理及び収支管理事務の徹底

急遽収支や業務に係る資料を求めることがあるため、常時準備・管理し、町からの求めに即対応できるようにすること。

10 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

11 本件に関する問合せ先及び書類提出先

部署名:嘉手納町教育委員会 社会教育課 社会教育係(庁舎2階)

住所:〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

電話番号:098-956-1111(内線263)

F A X:098-956-9240

メー ル:shakaikyoiku@town.kadena.okinawa.jp